

第4回西和賀町議会決算審査特別委員会

令和5年9月11日（月）

午前 9時30分 開 議

委員長 出席委員数は全員であります。

会議は成立しております。

なお、高橋雅一議長は、地方自治法第105条の規定により出席しておりますので、申し添えます。

ただいまから令和4年度の西和賀町各会計決算についての決算審査特別委員会を開会します。

次に、内記町長より提出されております説明員は着席のとおりでありますので、氏名の呼称は省略いたします。

本日は決算審査2日目ですが、初日を振り返ってみますと、意見や要望と受け取られるような発言、あるいは今後の見通しなどを問うような質問が多くありました。委員各位におかれましては、質問に徹していただくよう改めてお願い申し上げます。

本日は健康福祉課、税務課、農業委員会事務局、農業振興課、林業振興課、さわうち病院の順で審査を行います。

それでは、本日の会議に入ります。

初めに、健康福祉課の審査を行います。健康福祉課が所管するのは2款総務費、3款民生費、4款衛生費であります。保健福祉課は、一般会計のほか特別会計も併せて審査します。特別会計については、国民健康保険税と介護保険料も関連があり、税務課職員も同席しますので、申し上げます。

それでは、健康福祉課長より決算の説明を求めます。

健康福祉課長。

健康福祉課長 おはようございます。健康福祉課の決算審査特別委員会に出席しております健康

福祉課職員を紹介いたします。

保健師長の中野真理です。国民健康保険担当、課長代理の深澤早苗です。地域福祉担当、課長代理の吉田祐康です。高齢者福祉担当、主査の藤田美知樹です。介護保険担当、主査の高橋高行です。新型コロナワクチン接種担当、主査の佐藤圭司です。最後に、私は健康福祉課長兼地域包括支援センター所長の新田由香里です。どうぞよろしくお願いいたします。

健康福祉課の会計につきましては、一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計となります。

初めに、一般会計決算の概要について抜粋した決算書に基づき歳出を中心に、令和4年度に新たに実施した事業など主なものについて説明させていただきます。

抜粋した決算書9ページ、10ページをお開きください。歳出の2款1項5目、総務費、財産管理費、24節積立金2万円は、福祉対策基金に1万7,000円、医師養成対策基金に2,000円、医療従事者養成対策基金に1,000円をそれぞれ利子として積み立てたものです。

続いて、3款1項1目、民生費、社会福祉総務費、1節報酬、民生委員推薦会委員報酬2万1,200円、8節旅費、費用弁償2,680円は、令和4年11月で任期が満了する民生委員について、新たな民生委員を選任し、推薦するために開催した民生委員推薦会に要した経費になります。

11ページ、12ページをお開きください。12節委託料、臨時特別給付金システム改修業務委託料93万5,000円のうち62万5,000円、18節負担金、補助及び交付金、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（繰越明許費）1,270万円、そ

の他前のページ、3節職員手当等の時間外勤務手当、10節需用費の消耗品費及び印刷製本費、11節役務費の通信運搬費及び振込手数料の繰越明許費は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が速やかに生活、暮らしの支援を受けられるよう、令和3年度は住民税課税世帯により同臨時特別給付金の給付対象とならなかった世帯で、令和4年度住民税非課税世帯になった世帯等への支援対策として、1世帯当たり10万円を給付する事業に要した経費になります。

同じく12節委託料、臨時特別給付金システム改修業務委託料93万5,000円のうち31万円、19節扶助費、西和賀町電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金4,368万円、その他前のページ、3節職員手当等の時間外勤務手当、10節需用費の消耗品費及び印刷製本費、11節役務費の通信運搬費及び振込手数料は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時特別交付金及び県補助金、生活困窮者原油価格・物価高騰等特別対策事業費を活用して電力・ガス・食料品等の価格高騰に直面する住民税非課税世帯等への支援対策として、1世帯当たり5,600円を給付する事業に要した経費になります。

次に、18節負担金、補助及び交付金、介護事業所等電力・ガス・食料品等価格高騰対策支援給付金934万2,000円は、電力・ガス・食料品等の価格高騰に直面する介護、福祉、医療事業所等を対象に燃料費、光熱費、食材費の前年からの高騰分をサービス利用実績などに応じて給付金を給付することで事業者の負担を軽減し、安定した事業運営が維持できるよう助成した経費になります。

続いて、下段になります。2目高齢者福祉費、12節委託料、次のページ、集郷老人憩の家解体撤去・処分業務委託料（繰越明許費）933万8,000円は、令和3年度に解体撤去の業務委託契約を締結し、事業実施に必要な期間が確保できないことから令和4年度に繰越しし、実施し

た解体撤去及び処分に係る経費になります。

次に、18節負担金、補助及び交付金、高齢者生きがい活動促進事業費補助金200万円は、大野自治協議会が取り組む高齢者が地域内の農業生産を中心とした各種活動に参加できる居場所づくりや高齢者が持つ技術の継承など、高齢者主役の地域活動に対し助成した経費になります。

続いて、下段になります。3目障害者福祉費、18節負担金、補助及び交付金、人工透析患者通院交通費助成補助金9万700円は、腎臓機能に障害を有する方の経済的負担の軽減等を図られるよう、人工透析療法による医療の給付を受けるため、医療機関への通院に要した交通費の一部を助成した経費になります。

15ページ、16ページをお開きください。中段になります。2項1目児童福祉総務費、19節扶助費、にしわが子育て世帯臨時特別給付金2,501万5,000円、その他10節需用費、11節役務費は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中で原油や食費等の物価高騰に直面する子育て世帯への生活を支援するため、高校3年生までの子供のいる世帯に対し、子供1人につき6月補正では3万円、11月補正予算では2万5,000円をそれぞれ計上し、給付した経費になります。

同じく19節扶助費、低所得者の子育て世帯生活支援特別給付金185万円、その他11節役務費の通信運搬費は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中で食費等の物価高騰に直面する低所得の子育て世帯の生活を支援するため、住民税非課税世帯の子育て世帯の独り親世帯を除く18歳未満の子供や20歳未満の障害児がいる世帯に対し、子供1人につき5万円を給付した経費になります。

19ページ、20ページをお開きください。中段になります。4款1項1目、衛生費、保健衛生総務費、10節、消耗品費等312万874円のうち293万4,679円は、新型コロナウイルス感染症対策として介護、福祉施設、配食サービスを提供

する事業者に対し、必要な備蓄品を町が購入し、各施設に配付した経費になるものです。

次に、11節役務費、オンライン相談システム初期設定手数料33万円、13節使用料及び賃借料Wi-Fiルーター借上料4,290円、17節備品購入費、次のページ、タブレット端末15万7,599円は、助産師と妊産婦との間でオンライン相談ができる環境整備に要した経費になります。

同じく17節備品購入費、幼児用視覚屈折スクリーニング検査機器123万3,650円及び乳幼児健診用計測機器11万3,388円は、乳幼児健診の際に使用する機器を新たに購入した経費になります。また、携帯用血圧計1万4,080円は、令和4年度に採用した保健師が使用する血圧計2台を購入した経費になります。

次に、19節扶助費、出産・子育て応援給付金105万円は、妊娠の届出があった際に出産応援給付金として妊婦1人当たり5万円、出産の届出があった際に子育て応援給付金として新生児1人当たり5万円を給付する事業に要した経費になります。

下段になります。2目予防費、11節役務費、次のページ、パーソナルヘルスレコード、PHRデータ提供処理手数料3万4,650円は、がん検診等の結果を、マイナンバーカードを活用したマイナポータルサイトで自分の情報を閲覧できるように、町の健康管理システムにデータを提供するための処理手数料の経費になります。

次のページ、1節の会計年度任用職員報酬から14節の会場使用料までの経費の一部、個別接種や集団接種の業務委託料、コールセンター業務委託料等は、新型コロナウイルスワクチン接種事業として生後6か月からの乳幼児や5歳からの小児を対象とした初回接種、3回目、4回目、オミクロン株対応の追加接種に係る経費になります。

続いて、主要な事業の目的、概要及び実施状況につきましては、決算附属資料に記載しております。決算附属資料67ページをお開きくだ

さい。決算附属資料67ページから3款の民生費、84ページからは4款衛生費を記載しております。また、181ページをお開きください。181ページから民生費関係、186ページから保健衛生関係を記載しておりますので、御覧ください。

一般会計の説明は以上のおりでございますので、よろしくお願いたします。

委員長 健康福祉課長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。初めに、歳入に関する質疑を一括で許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 ないようでございますので、次に進めさせていただきます。

次に、歳出に関し、ページごとに質疑を進めます。9ページから10ページでございます。質疑ありませんか。

真嶋実君。

2番 3款1項1目の11節になるのですか、民生児童委員、具体的には附属資料の67ページになります。民生児童委員さんというのは、ここにも書いておられるとおおり、厚労大臣から委嘱され、その職務も非常に大変大きなものと感じておりますけれども、ここの報償費を見ますと、会長さんで年額で8万4,000円、委員さんについては年額7万8,000円と、私の見た感じでは非常に金額が低いのではないかなと感じるところでありますけれども、これは法的に全国一律のような形で決められているものなのか。

あともう一点は、この年額の報償費以外に実動に当たる手当というものは別に存在しているのか含めてお伺いします。

委員長 健康福祉課長。

健康福祉課長 決算附属資料67ページのほうに記載をしております民生児童委員の事務費の中にあります報償費についてのお問合せということですが、会長と委員につきましては町の特別職の報酬のほうの単価で決められておりますので、そちらのほうの算定になりますし、もう一つ町のほうから活動謝金という形で支払っているほ

か、県の社会福祉協議会のほうからも活動謝金として町を經由して民生委員さんのほうに補助金を支出しているということもありますので、その2つで活動していただいているという形になります。

委員長 真嶋実君。

2番 県からの報償については、差し支えなければどの程度の金額なのか。

委員長 健康福祉課長。

健康福祉課長 県のほうの補助金に関しましては、今ちょっとこちらで手持ちで持ってきていなかったもので、後でお答えしたいと思います。

委員長 そのほかありませんか。

(なしの声)

委員長 それでは、次に移らせていただきます。

11ページ、12ページ、質疑ありませんか。

真嶋実君。

2番 まずは、上のほうの18節の補助及び交付金のところですが、不用額が1,450万ということで、それなりの大きな金額になっていますけれども、その内容と発生の要因が1つ目です。

それから、もう一つは扶助費ですか、具体的には附属説明書の70ページで。項目と合っていますよね。ここの老人医療費給付事業についてですけれども、事業概要のところでは67歳以上の者（以降70歳まで1年度ごとに1歳ずつ引き上げ）となっていますけれども、これ段階的にこの事業を変えていくということなのでしょうか。その理由というか、段階的に変えることの効果というものを教えてください。

委員長 健康福祉課長。

健康福祉課長 それでは、決算書抜粋の11ページ、12ページの18節負担金、補助及び交付金の不用額1,450万円の不用額についてお答えいたします。

こちらにつきましては、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の繰越明許費の不用額になります。今回令和4年度から令和5年度に

かけまして、この事業を用いて令和4年度に新たに非課税世帯になった方々に対して10万円の給付をしてくださいということで、国のほうからそのような通知がありましたので、令和4年度から令和5年度に、その際に精査しまして、残額を全て繰越明許したところです。そちらについて令和5年度に新たに非課税世帯の方々に給付をしたところですが、繰越明許費につきましては不用額の精査をすることができないことになっていきますので、そのまま1,450万円不用として残したということになります。

あともう一つ、決算附属資料の70ページにございます事業対象者につきましてお答えします。令和元年度になりますけれども、老人医療費給付の年齢の基準の見直しにつきまして、その当時、健康づくり推進協議会というところで協議がされたところです。その際に、まずこれから団塊世代が、年齢がどうしても増えていくということもありますので、持続できる制度にしていく必要があるということもありまして、現行の年齢、医療に関しては65歳以上、歯科につきましては75歳以上が対象ということもありますので、そのこの歯科の部分につきましては75歳以上というあたりもちょっと見直しをしたほうがよろしいのではないかとということで、その辺りで議論になりまして、年齢のところを統一して、持続可能ということで年齢を、歯科につきましては、制度自体は元年に決定したのですが、令和3年度から年齢を医療につきましては1年ずつ段階的に、一気にではなくて1年ずつ上げていくということと、それから歯科につきましてはその年に一気に75から70ということで引下げにしたものになります。

委員長 真嶋実君。

2番 ということで、65歳から70歳まで1年ごとに1歳上げていくということですが、これで段階的に制度を変えていくということですが、段階的に変えていく効果というのは、受益者というか対象者にとって言うと、例えば今

現在ですか、現在なのかな、昨年度になりますか、67歳以上の者ということですが、制度が1年に1歳ずつ上がって行って、対象者の年齢も1歳ずつ上がっていくことになりますよね。ということは、対象者にとっては段階的ではなくて、今現在68歳になるのかな、68歳とその次の世代で結局この事業の対象になる年齢に5歳のギャップが生まれてしまうという仕組みではないでしょうか。それを意図してこの段階的な実施をやったという。イメージが湧かない人もいるとすれば、例えば役場の職員の皆さんの定年が上がっていくときに、60歳から65歳まで上がるような場合、1年ずつ1歳ずつ上がっていくと、その世代のギャップというのは非常に大きなものを感じると思うのですけれども、これが町が本来目指している段階的な実施なのかどうかについてお伺いします。

委員長 暫時休憩いたします。

午前 9時54分 休 憩

午前 9時57分 再 開

委員長 休憩を解き会議を続けます。

健康福祉課長。

健康福祉課長 それでは、老人医療費につきまして、段階的に上げていくという効果についてお答えいたします。

健康づくり推進協議会の中でも様々な議論をさせていただいたところですし、また様々な場で説明させていただいたり、議会の中で説明をさせていただいて、その当時、1年ごとに上げるというところと、それから歯科の部分を一気に75から70歳に下げるといったところの部分につきまして、財源の確保であったり、それからまず一番はこれから対象者が増えていく中で、まずその財源をどう確保するか、そしてなかなか下がっていかない医療費についてどれだけ町として負担できるかというところを皆さんに説明をさせていただきながら制度が改正になったところになります。

今のところ1年ずつ上げていくというところ

で、医療費につきましては毎年横ばいのような、どうしても歯科が増えた関係で、一旦は若干老人医療費上がったところもありますけれども、現在についてはその事業費についてまず横ばいで推移しておりますし、今年度は若干ですが、ちょっと事業費が抑えられているというところもありますので、その部分の効果についてはあるのではないかなというふうに認識しております。

委員長 高橋宏君。

8番 私からは、NPO法人の人材バンクにしわが運営費補助金300万についてですが、これシルバー人材センターからずっとだと思っておりますけれども、この補助の内容についてお伺いいたします。

委員長 吉田課長代理。

健康福祉課長代理 今の人材バンクにしわがの補助事業の関係ですが、人件費相当ということで補助事業としております。

委員長 高橋宏君。

8番 先ほど言いましたように、たしかシルバー人材センターから移った形で、今NPO法人の人材バンクになっていると思うのですけれども、立ち上げ当時、いろいろ運営費等ということで補助が始まったと思っているのですけれども、やはり町の補助を受けないとなかなか事業が推進できないという状態なのか、その辺は担当としてどのような理解というか、どのような認識で補助を出しているのか。

委員長 健康福祉課長。

健康福祉課長 NPO法人人材バンクにしわがの補助事業制度についてお答えいたします。

まず、毎年になりますけれども、人材バンクさんと話し合いをしながら、年々補助する金額についてもまず下げていくというか、抑えていくという話はしております。

また、経営状況につきましても、内容を確認させていただきながらまずお話をしているところですが、なかなか町内の雇用している

それぞれの企業さんの単価もありますし、人材バンクさんでの手数料分の部分もありますので、その辺りについてはちょっと企業さんへの協力をしていただく部分もあるのかなと。人材バンクさんで手数料としてもらわなければならない部分をどうしても上げていかないと、NPO法人として成り立たないというところもありますので、企業さんへの賃金というか単価アップのところ、それから人材バンクの手数料分のところをアップしていただくというところをご協力いただきながら、町としても減額を進めていきたいというところでお話をお互いに行っているところになります。

まず、受託している件数も年々増えておりますし、町内のそれぞれの企業さん等にも人材バンクというところが浸透してきていただいているので、さらに請負の業務を増やしながら、ただ雇用できる働き手というか担い手のほうもどうしても不足しがちになってくるので、その部分の確保もしながらというところで、うまくバランスを取りながら進めていければと思っていますところになります。

委員長 ほかにありませんか。

(なしの声)

委員長 それでは、次に進めさせていただきます。

13ページ、14ページ、質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 では、次に進めさせていただきます。15ページから16ページ。

(なしの声)

委員長 次に、17から18ページ。

(なしの声)

委員長 次に進めさせていただきます。19ページから20ページ。

刈田敏君。

11番 19ページの4款1項1目ということの中で、附属資料の87ページ、関連しますのでお伺いいたします。実際決算額ゼロになっていますけれども、この医療従事者養成事業に関してお

伺いますけれども、ゼロというその要因をどのように分析しているのかということ、対象者がいないのか、また使いづらいものなのか、あとは内容の周知が足りないのか、その辺どのように考えておりますか。

委員長 健康福祉課長。

健康福祉課長 決算附属資料の87ページの医療従事者養成事業についてお答えします。

こちらについては、薬剤師、看護師、臨床工学技士の3種の種類の医療従事者の専門職ということになってございますが、募集をやはり割と遅い時期にしているのがもしかしたら要因なのかなというところも考えてはおりますが、実際のところ養成する学校に入っていられる方もいらっしゃるというところになりますので、再度ちょっと募集をしながら進めていければと思っていますところになります。

あと、ただ返還する際に、資格を取得してから利息分相当分を加算するというところを条例改正させていただいたところもありますので、以前よりは借りやすいような、貸付けしやすいような体制にも整えておりますので、その辺りもちょっとPRしながら進めていきたいと思っております。一応令和5年度は1人、看護師を養成しているところになります。

委員長 刈田敏君。

11番 それでは、その上の医師養成事業に関しても同じような感じで捉えているということですか。

委員長 健康福祉課長。

健康福祉課長 同じページの医師養成事業につきましては、こちらについては通年で募集をしている状況になります。こちらについても、これまでは入学したときから利子相当分が返還に生じるというところでお話していますが、そこも条例改正させていただいて、資格を取得してからという形にさせていただいておりますので、そちらについてもPRをしながら、引き続き募集を図っていきたいと考えております。

委員長 高橋宏君。

8番 すみません。このページになるか、保健衛生費ということで、付属の84ページ、母子保健事業についてですけれども、このページでよろしいでしょうか。ここでいいでしょうか。事業目的のほうを見ますと、母性や父性の成長を図るということで、これは保健のみならずというか、いわゆる少子化対策にも、今の若い方々なかなか結婚しないというか、親になるということへの意識づけとしても非常に私はい事業だなと思っております。担当課として事業としての効果について、なかなか難しいかもしれないのですけれども、そのことが1点と、あと一番下にある子育て支援情報サービス、スマートアプリだと思うのですけれども、昨年34件だったと思うのですけれども、これは増えているのかどうか、その2点について。

委員長 中野保健師長。

保健師長 今回の母子保健事業のことについてご説明させていただきます。

町内の中学校に在籍している中学校3年生を通じた触れ合い体験学習などを実施することによって、小さい子と触れ合うことによって例えば親御さんへの感謝の気持ちであるとか、子供自身が命を大切にするとか、小さい子を慈しむとかという気持ちを育てていただくということを目的とした事業としてしています。成果としてなかなか上がりづらいということは言われているのですけれども、実際この事業というのは平成6年から始めて、旧両町村で始めておまして、今実際この体験学習をしたお子さんたちが親御さんになってお子さんを連れてくるという状況になっているのですけれども、そういった中では実際体験学習をされたお子さんたち、親御さんになった段階で、私たちの目から見るとは特に大きな問題なく成長させていただいているのではないかとこのように捉えておりますので、事業としての効果というのは一定の効果というものはあるのではないかと判断しています。

また、今母子モのことについてお問合せがありましたけれども、そちらについてですが、令和4年度の段階で47件の登録がありまして、プッシュ配信ということで令和4年度は119回させていただいております、そちらのほうの利用回数も増えてきていると判断しておりますので、効果的にはあるのではないかと判断しています。

以上です。

委員長 では、次に進めさせていただきます。21、22ページ。

普本歌織君。

3番 22ページ中段の未熟児養育医療費のことについて質問したいです。

附属資料の88ページなのですが、この事業内容のところ、出生時の体重が2,000グラム以下というふうになっているのですけれども、今大体低出生体重児、2,500グラム以下でそのように判断されて治療が必要になる場合もあるのではないかなと思うのですが、この基準で、必要だけれども制度を使えなかったという人がいなかったのかどうかについてお伺いします。

委員長 中野保健師長。

保健師長 未熟児養育医療費給付事業ということで、こちらについてご返答させていただきます。

令和4年度の段階で2,500グラム以下の出生児というのはおりませんでしたので、事業自体必要だけれども使っていないというお子さんはいらっしゃらなかったとこちらでは判断しています。

以上です。

委員長 普本歌織君。

3番 この基準を見直されるということはあるますか。

委員長 中野保健師長。

保健師長 基準というのは、これたしか国とか県のほうから決まっている事業であったと思っていますので、こちらで一概に変えることは難しいと思いますし、あとはこちらの事業が使えな

かったとしても、乳幼児の医療費受給者証というほうの医療費を補う制度がありますので、そちらを使っていただいで利用することも可能ですし、ほかにも養育医療費とかというところで別な、心臓が悪かったりするお子さんたちが使用できるものもあつたりしますので、これだけが一概に未熟児のお子さんを救済できる制度というわけではありませんので、いろんな制度がありますので、これに関して見直すということの検討はしておりません。

以上です。

委員長 ほかにありませんか。

(なしの声)

委員長 ないようですので、23ページ、24ページに進みます。ありませんか。

(なしの声)

委員長 次に進めます。それでは、25、26ページに進みます。

(なしの声)

委員長 ないようですので、それでは全体を通しての質問し忘れたことなどございましたら。

高橋宏君。

8番 多分最初のほうだったと思うのですけれども、附属資料の72ページの介護福祉政策事業ということで、介護福祉事業所の従事者への奨学金の返還支援ということなのでも、これ申請者がなく、ゼロ円ということだったのですが、これは対象が大学卒業者になるのか、専門学校とか、そういう形の方への補助はできなかったのかということが1点と。

あと、すみません、決算書の14ページの一番下の人工透析患者への交通費補助ということなのでも、これたしか予算のときには対象者が20名ということだったと思うのですけれども、付属資料を見ると交付決定は5件ということで、対象20人の中でなぜ5件しか決定にならなかったのか。

この2点についてお伺いいたします。

委員長 吉田課長代理。

健康福祉課長代理 ご質問ありがとうございます。

人工透析の交通費助成事業についてですけれども、20人のところ5人という、その理由になりますが、この事業については腎臓機能障害がある方が人工透析法による医療の給付を受けるため医療機関へ通院した際の交通費の全部または一部を助成し、経済的負担の軽減を図ることを目的として令和4年4月から開始された事業になります。

助成対象につきましては、町内に住所を有しておりまして病院までの往復が5キロ以上の方で、世帯に課税者がいない方、住民税の課税者がいない方となっております。令和4年度予算説明書の活動指標につきましては、対象者として20人として記載をしておりました。20人の算定根拠ですけれども、町内で人工透析療法による医療の給付を受けるため医療機関へ通院している方の人数としたところでございます。5件につきましては、助成対象の要件に該当した方ということになります。

令和4年度から新規の事業ということもありまして、町立さわうち病院さんの透析室等にいろいろとチラシとか、そういったものもお配りをして周知をしたということになっております。申請自体は、実際は6件だったのですけれども、1件につきましては住民税の課税世帯だったということで不交付決定をして、交付決定したのは5件となっているということでございます。

以上です。

委員長 健康福祉課長。

健康福祉課長 それでは、決算附属資料の72ページ、介護福祉政策事業の介護福祉事業所従事者奨学金返還支援補助金についてお答えします。

こちらにつきましては、町内の介護施設等に勤務されている方が対象ということで、学校につきましては高校、それから専門学校、大学と、それぞれ奨学金をもし借りて入っていらっしゃる方であれば対象となるのですけれども、ただ学校を卒業してから10年以内である者というこ

とにしておりますので、一応その部分については制限がありますということで、資格職であればその資格職の基準での返還を支援しますし、資格がない方についてもまず年間で14万4,000円ほど奨学金の返還になるので、実際に返還している額にもよりますけれども、そういうことで申請してほしいということで、一応広報のほうにはお知らせをしたところですが、残念ながらちょっと令和4年度についてはなかったというところですが、令和5年度も引き続き募集をしております、今回3人申請していただいているというところになります。一応まず事業所さんにも周知していたり、あといろいろと広報等でもお知らせはしているのですが、まだちょっと新しく始まった制度ということもありますので、周知のほうに徹底していきたいと考えております。

委員長 高橋宏君。

8番 人工透析については、基準に合われている方は対象になっているということで理解しました。

介護福祉の奨学金の返済についてですけども、今年度は申請している方がいるということでよかったと思うのですが、例えばこれから学校に行く、西和賀高校などに、将来地元で勤めた場合はそういう奨学金の保証があるのだよというような、そういう将来対象になる方への周知というか、そのような取組はなされたのかお伺いします。

委員長 健康福祉課長。

健康福祉課長 西和賀高校への周知につきましては、私の記憶でもちょっとしていなかったかなと思います。定住自立圏ということで北上市と、それから奥州市と金ヶ崎町のほうでこちらの奨学金制度のチラシを1枚作りましたので、そちらをまず北上の専門学校のほうには配架のほうをお願いしたところになります。ですので、そのようなご意見いただきましたので、前向きに検討させていただきたいと思っております。

委員長 ほかにありませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りいたします。

これで健康福祉課が所管する一般会計の審査をひとまず終わりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

ここで10時30分まで休憩いたします。

午前10時22分 休憩

午前10時30分 再開

委員長 休憩を解き会議を進めます。

続いて、認定第2号 令和4年度西和賀町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての審査を進めます。

健康福祉課長より決算の説明を求めます。

健康福祉課長。

健康福祉課長 国民健康保険特別会計決算の概要について、決算書に基づき説明させていただきます。

決算書185ページ、186ページをお開きください。186ページ、歳入の収入済額の欄を御覧ください。1款国民健康保険税が8,779万74円、3款県支出金が4億6,666万490円、5款繰入金金が7,723万6,483円、6款繰越金が785万1,242円、総額6億3,983万770円となっております。

187ページ、188ページをお開きください。188ページ、歳出の支出済額の欄を御覧ください。1款総務費が2,330万7,344円、2款保険給付費が4億4,522万8,170円、3款国民健康保険事業費納付金が1億2,522万3,190円、5款保健事業費が853万7,276円、6款基金積立金が923万2,000円、8款諸支出金525万43円、総額6億1,677万8,023円となっており、歳入歳出差引残高2,305万2,747円となっております。

国民健康保険事業は、国民健康保険制度の改正により平成30年4月から国保財政の運営主体が市町村から県に移り、県では第2期岩手県国

民健康保険運営方針を策定し、国保財政運営の安定化に向けた取組や市町村の事務の効率化、標準化、広域化など推進する取組を市町村の意見を聞きながら進めております。また、町では資格管理、保険給付、保険税の賦課徴収、保健事業などを行っております。

歳出の主なものを説明いたします。195ページ、196ページをお開きください。1 款総務費は、職員の人件費、国保事務処理標準システムに係る経費などになります。

中段になります。1 項 1 目一般管理費、12 節委託料、事業実績報告書作成システム改修業務委託料18万7,000円は、制度改正に伴い、事業実績報告書作成システムの改修に要した経費になります。

197ページ、198ページをお開きください。2 項 2 目徴税費、11 節役務費、収納代行事務取扱手数料 1 万4,985円は、令和 4 年度から開始しているコンビニ収納等に係る取扱手数料になります。

12 節委託料、国民健康保険税外付けシステム改修業務委託料 5 万7,200円は、令和 4 年度税制改正に伴い、システムの改修に要した経費になります。

2 款保険給付費は、一般被保険者療養給付費や高額療養費、葬祭費等になります。

201ページ、202ページをお開きください。3 款国民健康保険事業費納付金は、県から示された納付金を県へ納付しております。

203ページ、204ページをお開きください。5 款保健事業費は、国民健康保険被保険者を対象とした特定健康診査に係る経費等になります。

中段になります。1 項 1 目特定健康診査等事業費、12 節委託料、特定健康診査等業務委託料 447万5,505円のうち18万400円は、令和 4 年度から特定保健指導の業務を岩手県予防医学協会へ委託した経費になります。

続いて、決算附属資料36ページ、37ページをお開きください。決算状況につきましては、前

年度の比較も含めて記載をしております。また、決算附属資料171ページを御覧ください。国民健康保険税の課税状況、軽減状況、滞納状況を記載しております。決算附属資料189ページをお開きください。国民健康保険事業の概要や加入状況、保険給付状況、国保税税率表、保健事業について記載をしておりますので、御覧いただきたいと思っております。

国民健康保険特別会計の説明は以上のおりでございますので、よろしく願いいたします。
委員長 健康福祉課長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。特別会計は、歳入歳出とも一括で質疑を許します。質疑ありませんか。

普本歌織君。

3 番 国民健康保険事業の財政調整基金についてお伺いいたします。

決算書の132ページのところを見ますと、基金の残高がまた増えているのではないかなというふうに思うのですが、基金の積立ての目的である保健事業に使うということには大きな額が積み上がっているように見えますが、この額を積み上げている理由をお聞きしたいのがまず 1 つです。

もう一つは、積立てばかり増えていかないような対策は何かされているのかということをお聞きしたいです。

委員長 普本委員さん、ちょっとページ数なのですけれども、もう一度確認お願いします。

(312ページの声)

委員長 深澤課長代理。

健康福祉課長代理 決算書312ページの国民健康保険財政調整基金についてご説明いたします。

国民健康保険特別会計の財政調整及び国民健康保険の保健事業の推進に要する経費に不足を生じた場合の財源に充てることを目的に、国民健康保険事業財政調整基金をまず設置しております。基金の令和 3 年度末の現在高は 2 億 7,147万1,000円で、決算の確定に伴う積立て分

と利息分の4,787万5,000円を積み立て、令和4年度の事業充当に伴い3,115万1,000円を取り崩し、令和4年度末現在高は2億8,819万5,000円となっております。令和5年度に国民健康保険税の税率改正を行っておりまして、その税率改正で不足している収入分については基金を充てることとし、当初予算では基金の取崩し金額2,990万4,000円を計上しております。

以上です。

委員長 普本歌織君。

3番 この基金が毎年増えていっているように見えるのですが、基金ばかり増えていかないような、有効に使えるような、そういう手だてはしているのかということも先ほど伺いたいと思ったのですが、いかがですか。

委員長 深澤課長代理。

健康福祉課長代理 失礼いたしました。これまでは、事業の納付金に支払い分が不足する場合などに主に使ってまいりましたけれども、今後は保険料水準が統一され、税率分が、増額を段階的に進める場合、その基金を財源に充てていきたいと考えております。

委員長 ほかにありませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りいたします。

これで認定第2号 令和4年度西和賀町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての審査をひとまず終わりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

続いて、認定第3号 令和4年度西和賀町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての審査に進みます。

健康福祉課長より決算の説明を求めます。

健康福祉課長。

健康福祉課長 後期高齢者医療特別会計決算の概要について、決算書に基づき説明させていただきます。

きます。

決算書207ページ、208ページをお開きください。208ページ、歳入の収入済額の欄を御覧ください。1款後期高齢者医療保険料が5,654万8,300円、3款繰入金が3,522万3,000円、総額9,240万4,738円となっております。

209ページ、210ページをお開きください。210ページ、歳出の支出済額の欄を御覧ください。1款総務費が335万6,665円、2款後期高齢者医療広域連合納付金が8,837万8,150円、総額9,178万3,315円となっており、歳入歳出差引残高62万1,423円となっております。後期高齢者医療は、岩手県後期高齢者医療広域連合が保険者として保険料額の決定、医療費の給付、被保険者証の交付などを行い、市町村が保険料の徴収、申請や届出の受付、通知書の発送等を行っております。

歳出の主なものを説明いたします。215ページ、216ページをお開きください。1款総務費は、後期高齢者医療保険料徴収等事務処理システムに係る経費等になります。

上段になります。2項1目徴収費、11節役務費、収納代行事務取扱手数料1万1,348円は、令和4年度から開始しているコンビニ収納等に係る取扱手数料になります。

2款後期高齢者医療広域連合納付金は、被保険者から納入いただいた後期高齢者医療保険料を広域連合へ負担金として納付しております。

続いて、決算附属資料38ページ、39ページをお開きください。決算状況につきまして、前年度との比較も含め記載しております。また、決算附属資料の191ページをお開きください。後期高齢者医療制度事業の概要や被保険者数、保険料賦課・収納状況、申請書の受付状況について記載しておりますので、御覧いただきたいと思っております。

後期高齢者医療特別会計の説明は以上のとおりでございますので、よろしく願いいたします。

委員長 健康福祉課長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。特別会計は、歳入歳出とも一括で質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りをいたします。

これで認定第3号 令和4年度西和賀町後期高齢者医療特別会計歳入歳出の決算の認定についての審査をひとまず終わりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

続いて、認定第4号 令和4年度西和賀町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての審査に進みます。

健康福祉課長より決算の説明を求めます。

健康福祉課長。

健康福祉課長 介護保険特別会計決算の概要について、決算書に基づき説明させていただきます。

初めに、保険事業勘定です。決算書219ページ、220ページをお開きください。220ページ、歳入の収入済額の欄を御覧ください。1款保険料が2億2,388万5,400円、3款国庫支出金が4億2,078万2,997円、4款支払基金交付金が3億6,390万2,000円、5款県支出金が2億690万7,961円、7款繰入金が2億3,427万9,000円、8款繰越金が3,923万7,233円、総額14億8,932万6,224円となっております。

221ページ、222ページをお開きください。222ページ、歳出の支出済額の欄を御覧ください。1款総務費が3,032万9,346円、2款保険給付費が13億282万6,800円、3款地域支援事業費が4,810万5,015円、5款基金積立金3,133万3,000円、総額14億3,296万8,177円となっております。歳入歳出差引残高5,635万8,047円となっております。

歳出の主なものを説明いたします。231ページ、232ページをお開きください。1款総務費は、

職員の人件費、介護保険システム、介護認定審査会等に係る経費になります。

下段になります。1項1目一般管理費、12節、介護保険システム改修業務委託料15万4,770円は、介護保険法改正に係る介護保険システムの改修業務の委託経費になります。同じく12節委託料、在宅介護実態調査業務委託料64万4,600円は、第9期介護保険事業計画策定に向けた基礎資料となる在宅介護実態調査に係る業務の委託経費になります。

233ページ、234ページをお開きください。上段になります。2項1目賦課徴収費、11節役務費、収納代行事務取扱手数料8,651円は、令和4年度から開始しているコンビニ収納等に係る取扱手数料になります。

下段になります。2款保険給付費は、居宅や地域密着型施設の介護や介護予防のサービス給付費、福祉用具購入費、住宅改修費等になります。

241ページ、242ページをお開きください。3款地域支援事業費は、地域包括支援センター職員の人件費、介護予防事業、包括支援事業等に係る経費になります。

243ページ、244ページをお開きください。上段になります。3款1項2目一般介護予防事業費、12節委託料、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査業務委託料205万2,600円は、第9期介護保険事業計画策定に向けた基礎資料となる介護予防・日常生活圏域ニーズ調査に係る業務の委託経費になります。

17節備品購入費、デジタル長座体前屈測定計3万8,000円は、地域サロン活動で実施している体力測定の際に使用するため測定器を新たに購入したものです。

続いて、介護サービス事業勘定です。決算書253ページ、254ページをお開きください。254ページ、歳入の収入済額の欄を御覧ください。1款サービス収入が256万7,220円、2款繰入金846万8,000円、総額1,133万3,376円となっております。

ります。

255ページ、256ページをお開きください。256ページ、歳出の支出済額の欄を御覧ください。1款総務費が875万5,187円、2款事業費が235万3,104円、総額1,110万8,291円となっており、歳入歳出差引残高22万5,085円となっております。

259ページ、260ページをお開きください。歳出の主なものは、1款総務費では地域包括支援センター職員の人件費、地域包括支援センターに設置しているシステム機器の経費等、2款事業費では会計年度任用職員として任用している介護支援専門員の報酬、介護予防サービス計画作成業務委託料になります。

続いて、決算附属資料の40ページ、41ページをお開きください。保険事業勘定の決算状況、次のページには介護サービス事業勘定の決算状況につきまして、前年度との比較を含めて記載をしております。また、決算附属資料の93ページをお開きください。介護保険事業の一般介護予防事業、次のページには在宅医療・介護連携推進事業の状況を記載しております。決算附属資料の174ページをお開きください。介護保険料の状況として、収納率や滞納者の状況について記載をしております。決算附属資料の193ページをお開きください。要介護認定状況や認定者の内訳、給付実績、サービスの利用状況、地域支援事業等について記載をしておりますので、御覧いただきたいと思っております。また、決算附属資料の201ページをお開きください。地域包括支援センターの運営状況や総合相談・支援業務、介護予防・日常生活支援総合事業、権利擁護、認知症施策、サービス事業勘定における介護予防サービス支援計画書の作成状況について記載をしておりますので、御覧いただきたいと思っております。

介護保険特別会計の説明は以上のとおりでございますので、よろしく御覧いただきます。

委員長 健康福祉課長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。特別会計は、歳入歳出とも一括で質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りをいたします。

これで認定第4号 令和4年度西和賀町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての審査をひとまず終わりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

これで健康福祉課への審査をひとまず終了し、次の税務課への審査に移るため、11時5分まで休憩いたします。

午前10時53分 休憩

午前11時05分 再開

委員長 休憩を解き会議を進めます。

続いて、税務課の審査を行います。税務課が所管するのは2款総務費、町税等歳入であります。

税務課長より決算の説明を求めます。

税務課長。

会計管理者兼税務課長 令和4年度税務課所管の決算審査に当たり、補助員として藤原課長代理、主な業務は固定資産税（家屋、償却資産）のほか、税務の全般を担当しております。次に、個人住民税を担当しております深沢主任です。次に、固定資産税（土地）を担当しております高橋佳寿子主任です。最後に、私、会計管理者兼税務課長の宇都宮清美と申します。よろしく御覧いただきます。

税務課は、主に決算附属資料に基づき、歳入を中心に説明させていただきます。

決算附属資料165ページをお開きください。初めに、町税の収納状況（現年課税分）でございます。調定額の総額が4億9,235万8,823円、収入済額が4億8,531万2,007円、収入未済額が637万2,616円、収納率が98.57%となり、前年

度比で0.18ポイント減となりました。減となった税目は固定資産税で、理由はこの後説明します税目ごとのところで説明いたします。

次からは、税目ごとの説明になります。(1)の個人町民税でございますが、前年度と比較して納税義務者数が減少したことにより、調定額、収入済額ともに減少しております。収入未済額については、前年度120万9,408円に対し67万9,103円と大きく縮小することができました。収納率にすると99.57%で、前年度比0.29ポイントの増となりました。

次に、(2)、法人町民税でございます。均等割課税が5事業所減の117事業所、法人税割の課税は9事業所減の34事業所となっております。調定額、収入済額ともに1,638万6,800円で、収納率は100%となっております。内訳は御覧のとおりです。

次に、166ページをお開きください。(3)、固定資産税では、土地、家屋、償却資産を合わせた調定額は2億3,416万3,500円、収入済額が2億2,792万8,387円、収入未済額が556万913円、収納率は97.34%で、前年度比0.53ポイントの減となりました。減となった理由につきましては、休業中の法人が未納となったことが大きな要因となっております。

次に、167ページを御覧ください。(4)、軽自動車税、①、種別割では、調定額2,289万9,700円に対し収入済額2,276万7,100円、収入未済額は13万2,600円、収納率は99.42%で、前年比0.11ポイントの増となりました。

②、環境性能割では、調定額、収入済額ともに103万6,400円、収納率は100%となっております。

次に、169ページを御覧ください。2の滞納繰越分では、合計の調定額が3,874万8,744円、収入済額が702万9,878円、不納欠損が2,394万7,489円、収入未済額が777万1,377円、収納率は18.14%、対前年度比9.48ポイントの増となりました。なお、収入済額が大幅に増加した要

因は、令和4年度に不動産のインターネット公売を実施したことによるものです。それによって不納欠損額も大幅に増となっております。

次に、3、町税の滞納の状況(現年度分)では、国民健康保険税と介護保険料、後期高齢者医療保険料を除く町税の滞納者実数、税額、延べ件数の表となります。

次に、4の不納欠損の状況では、前年度66万3,900円に対し、今年度は2,462万1,689円を不納欠損しております。先ほど説明したとおり、インターネット公売により不動産が落札され、換価できる財産がなくなったため、地方税法第15条の7第5項の規定により、即時消滅したものととなります。

次に、170ページをお開きください。5、滞納処分の実行状況ですが、税負担の公平性、そして町税の確保を図るため、滞納者に対する滞納処分を実施した内訳となります。主な換価または取立金額は、給与等16件、111万4,514円、不動産公売1件700万円、合計816万1,301円で、前年度の2.5倍強となりました。

次に、171ページをお開きください。ここからは、国民健康保険税となります。国民健康保険加入者の状況では、1、基礎課税分で令和4年度の年度末の世帯数は679世帯、被保険者数は988人、2の後期高齢者支援金等課税分で679世帯、被保険者数は978人、3の介護納付金課税分の被保険者数は265人、これらの表から世帯数及び被保険者数は年々減少していることが分かります。

次に、172ページをお開きください。4、国民健康保険税の課税実績ですが、所得割、資産割、均等割、平等割のそれぞれの総額及び課税総額並びに限度額課税世帯、限度額を超える金額についても世帯数、被保険者数の減少により前年度よりも減少しております。

次の5、現年課税分では、合計で調定額が8,655万8,300円、収入済額が8,516万3,400円、収入未済額については前年度260万2,700円に対

し139万4,900円と大きく縮小することができました。収納率は98.39%で、前年度比1.11ポイントの増となりました。

6、国保税軽減の状況については、御覧のとおりとなっております。

次に、173ページを御覧ください。7、滞納繰越分ですが、被保険者、退職被保険者合わせて収入済額が262万6,674円、不納欠損額が8,100円、収入未済額が116万62円、収納率が69.22%で、前年度比11.78%と昨年引き続き大幅な増となりました。

次に、8、不納欠損の状況ですが、平成29年度分3件、1人で8,100円の不納欠損処理を行いました。不納欠損の理由は、地方税法第18条第1項の規定により財産調査を行いました、換価できる財産がないなどの理由により、執行停止同等と判断し、徴収権の時効により消滅したものでございます。

10番の滞納の状況ですが、平成30年度から令和4年度までの滞納者は38人、実人数は26人となっております。うち令和4年度新規滞納者の実人数が11人となっております。また、滞納金額で113万3,513円の大幅な減少となっております。

次に、174ページをお開きください。介護保険料についてご説明いたします。介護保険料の状況ですが、現年度分の特別徴収、普通徴収、繰越分を合わせた調定額は2億2,447万4,300円、収入済額2億2,388万5,400円、不納欠損額10万7,800円、収入未済額は48万1,100円、前年度の約半分になってございます。

次に、収納率は、現年課税分の特別徴収は100%、普通徴収は98.69%となっており、滞納繰越分については57.50%と大幅な増となっております。

滞納者の状況ですが、前年度実人数17人から9人と8人減少してございます。

次に、192ページをお開きください。(2)の後期高齢者医療保険料賦課・収納状況について説明いたします。令和4年度現年度分の特別徴

収、普通徴収、繰越分を合わせた調定額は5,674万1,000円、収入済額は5,654万8,300円、収入未済額は19万2,700円、収納率は現年度分で99.73%、滞納繰越分で69.89%となっております。

193ページを御覧ください。滞納年度別の滞納金額と滞納者数の表となります。重複している方がおりますので、実人数は4人となっております。

これまでは歳入を中心に説明させていただきましたが、最後に歳出の主なもの、新規事業について説明したいと思います。決算書抜粋版の歳出の10ページをお開きください。2款2項2目18節負担金、補助及び交付金、デジタル空中写真撮影及び写真地図作成費負担金1,373万6,250円は、固定資産課税事務に必要な空中写真を撮影し、写真地図データを作成したもので、定住自立圏、北上市、奥州市、金ケ崎、西和賀町で構成する定住自立圏の対象事業として、奥州市さんと本町、西和賀町の2市町で共同撮影したものに支出したものととなります。

私からの説明は以上となりますが、よろしくお願いたします。

委員長 税務課長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。初めに、歳入に関する質疑を一括で許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 ないようですので、次に歳出に関し、ページごとに質疑を進めます。最初に、7ページから8ページ、質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 ないようですので、9ページから10ページに移ります。

高橋宏君。

8番 私からは1点、コンビニ収納の代行業務委託ということで令和4年度から始めた事業だと思うのですがけれども、何件とか、件数が分かるのであれば教えていただきたいのですが。

委員長 税務課長。

会計管理者兼税務課長 令和4年度から開始しましたコンビニ収納の納付件数、それから納付割合も参考までにお答えしたいと思います。

税目ごとになります。それでは、税目ごとにちょっと読み上げてみたいと思います。軽自動車税では、コンビニを利用した件数は405件、利用割合は10.5%、となっております。次に、固定資産税については、利用件数が1,180件、利用割合は9.3%となっております。次に、町県民税普通徴収でございますが、利用件数が372件で利用割合は16.3%でございます。国民健康保険普通徴収につきましては293件で、利用割合は6.6%となっております。後期高齢者普通徴収につきましては、コンビニ利用率118件で8.7%の割合となっております。介護保険の普通徴収は利用件数2件で0.2%となっております。これらを平均しますと、平均といえますか、利用件数で割りますと9.2%となっております。

以上です。

委員長 高橋宏君。

8番 町内で利用できるのは1件だと思うのですけれども、これ町内、町外というような感じは分からないということですよ。

委員長 税務課長。

会計管理者兼税務課長 町内、町外の利用件数は分かるかという質問ですが、ちょっとそこまでは分かりません。一つだけ言えるのは、町内ではコンビニについては1か所、24時間ではないのですが、1か所ということはほとんどが町外を利用しているというふうに理解していただければと思っております。

委員長 高橋宏君。

8番 関係人口とか様々人口増につながるには、このような取組はもう必要不可欠だと思います。割合は、ちょっと思ったより少ないかなと思っておりますけれども、これ増えつつあるし、当然今後も続けていくという認識でいいのでし

ょうか。

委員長 税務課長。

会計管理者兼税務課長 全国的にもこのようなコンビニ収納、県内でも取組をしている市町村が大半ですので、取りやめるということは今のところ考えてございません。

委員長 真嶋実君。

2番 ちょっと勉強不足かもしれませんが、軽自動車ワンストップサービスということについて、基本的な事業の内容を教えてください。

委員長 税務課長。

会計管理者兼税務課長 軽自動車ワンストップサービス等対応業務、まずはワンストップサービスというところから説明していきたいと思いますが、軽自動車を所有するための諸手続きがございます。税額だとか、あと手数料だとか、そういった納付をインターネットを使ってインターネット上で一括して行うサービスです。町内では、例えば個人修理工場さん、そういったところでこういったワンストップサービスを利用できるということで、税金などもワンストップサービスということでインターネット上から納付できるということになったものでございます。令和5年1月から開始してございます。

以上です。

委員長 真嶋実君。

2番 そうすると、実際サービスを受ける対象は、所有者個人ではなく、修理工場等ということなのですね。実際に活用されているのは何事業所ぐらいあるのでしょうか。

委員長 税務課長。

会計管理者兼税務課長 ワンストップサービス、納税ですが、納税は個人がインターネット上で軽自動車税を納付するサービスがありますが、これについては実績はございません。あと、町内民間整備工場で利用しているものについては、町内で車検が取れる工場さんで利用しているものと思われませんが、件数まではカウン

トできてございません。カウントできないとい
いますか、1軒1軒訪ねればいいのでしょうか
けれども、そこまではちょっとカウントしてい
ないという、把握していないという状況でござ
います。

委員長 真嶋実君。

2番 利用件数ではなく、実際に使っている事
業所数というの分らないのですね。

委員長 税務課長。

会計管理者兼税務課長 町内民間整備工場とい
うことで、皆さんご承知のとおりと思いますが、
町内には七、八件あるかと思いますが。その
民間整備工場が利用している、していない、何
件利用しているというのは、税務課のほうでは
そこまではちょっと把握できないという状況に
なっております。

委員長 唐仁原俊博君。

6番 先ほどご説明のあったデジタル空中写真
撮影及び写真地図作成費負担金ですけれども、
これで作成したデータはどのぐらいの期間使う
ものなのでしょう。

委員長 税務課長。

会計管理者兼税務課長 デジタル空中写真の撮影
の件ですが、本来であれば、毎年飛行機を飛ば
して空中写真を完成させれば、毎年更新して現
況を判断できるかと思えます。ところが、予算、
決算書のとおり、多額のお金がかかりますので、
他市町村では例えば3年もしくは4年に1回と
かという、そういうタイミングで飛行機を飛ば
して空中写真を撮影しているという状況になり
ます。本町でも定住自立圏、そういった事業を
活用しないと、単費でなかなか、やると2,000万
以上かかる費用となりますので、こういった事
業を活用して、定期的に写真を作りたいなとい
うふうに考えてございます。

委員長 唐仁原俊博君。

6番 なので、町においても三、四年で切り替
えていくという形なのですか。

委員長 税務課長。

会計管理者兼税務課長 令和4年度に何年かぶり
に飛行機を飛ばしました。ようやく実現しまし
て、今正直言ってほっとしているところでござ
いまして、あと三、四年後、定住自立圏、ある
いはいろんな事業、そういったものをにらみな
がら、あとは財政と協議しながら検討してい
きたいと思っております。

委員長 ほかにないですか。

(なしの声)

委員長 では、11ページ、12ページに移ります。

これに関しまして質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 それでは、全体を通しての質問し忘れな
どありましたら質問を許しますので、ありませ
んか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りをいた
します。

これで税務課が所管する一般会計の審査をひ
とまず終わりたいと思えますが、これにご異議
ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

ここで税務課への質疑をひとまず終了し、次
の農業委員会の事務局の審査に移るために、午
後1時まで休憩いたします。

午前11時31分 休 憩

午後1時00分 再 開

委員長 休憩を解き会議を進めます。

続いて、農業委員会事務局の審査を行います。
農業委員会事務局が所管するのは、6款農林水
産業費であります。

農業委員会事務局長より決算の説明を求めま
す。

農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長 お疲れさまです。農業委員
会でございます。説明に入る前に本日の出席者
を紹介いたします。事務局長代理の小松智仁です。
主な担当業務は、農業委員会交付金に関するこ

と、農業者年金に関することです。主査の早川求です。主な担当業務は、農業委員会会議の運営に関する事、農地等の移転または権利の設定及び転用に関する事です。最後に、事務局長の菊池輝昌です。よろしくお願いいたします。

それでは、決算概要について説明いたします。皆様にお渡ししました令和4年度歳入歳出決算書(抜粋)と決算附属資料の206ページから207ページに農業委員会の活動概要が記載されております。ご承知のとおり、農業委員会の主な業務は、毎月1回開催される農業委員会総会と、農業委員、農地利用最適化推進委員合同の全体会議、農地を有効に活用するための農地の利用調整であります。したがって、毎年の決算も大きな変動はなく、農業委員、農地利用最適化推進委員の報酬、農業委員会事務局職員の給与が主な支出であり、歳入はそれに付随した補助金となっております。

それでは、歳入歳出決算書の歳出1ページから2ページを御覧ください。6款農林水産業費の農業委員会分の支出総額は2,644万410円と前年度の2,490万899円から144万9,511円の増となっております。その主な要因は、令和5年度と令和6年度の2か年をかけて策定する地域計画の原案となる目標地図を作成するため、タブレット端末を購入したこととなっております。

以上、農業委員会の令和4年度決算の概要について説明しました。ご審議をよろしくお願いいたします。

委員長 農業委員会事務局長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。歳入歳出とも一括で質疑を許します。質疑ありませんか。

高橋宏君。

8番 今課長からも説明ありましたように、タブレットを購入したわけなのですが、その利用状況についてお伺いいたします。

委員長 農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長 お答えします。

令和4年度につきましては、タブレット端末の購入ということでございまして、令和4年度の利用はなかったということでございます。国からの補助金ですか、この3年度の繰越予算を活用した、原資としては購入ということになっておりますので、令和4年度は購入をしたということにとどまっております。このタブレット端末ですけれども、令和5年度、農業委員、農地利用最適化推進委員のほうにお配りをして、現在まだまだ操作の初歩というところではございますけれども、習熟しながら、活用に向けて研修等をしているといった状況でございます。

以上でございます。

委員長 高橋宏君。

8番 今言いました、タブレットを配付された方々が中心となって地域計画を立てていくということだと思うので、その方々のタブレット使用の講習とございますか、それを十分に活用できないと、地域での話合いとか、そういうことにも入っていけないのではないのかなと思うのですけれども、それについては4年度ではなくて5年度を中心にやっていくという認識でいいのでしょうか。

委員長 農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長 今ご指摘のあったとおりでございます。8月の農業委員会の総会の後、全体会というものを開催しておりますけれども、そこでまず電源を入れるですとか、あるいはソフトの起動ですとか、本当に初歩なのですが、そこから始まって、9月、10月と全体会議のほうで徐々にソフトウェアの使い方ということで研修を積み重ねていって、皆さんがきちんとレベルの差なく使えるように取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

委員長 ほかにありませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りをいたします。

これで農業委員会事務局が所管する一般会計の審査をひとまず終わりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

ここで暫時休憩をいたします。

午後 1時06分 休 憩

午後 1時07分 再 開

委員長 休憩を解き会議を進めます。

続いて、農業振興課の審査を行います。初めに、農業振興課が所管するのは6款農林水産業費、11款災害復旧費であります。

農業振興課長より決算の説明を求めます。

農業振興課長。

農業振興課長兼林業振興課長 農業振興課です。

説明に入る前に本日の出席者を紹介します。課長代理の高橋和哉です。主な担当業務は、中山間地域等直接支払交付金事業、6次産業です。同じく課長代理の小松智仁です。主な担当業務は、地域計画策定業務、基盤整備事業です。主査の小林夕子です。主な担当業務は、多面的機能支払交付金事業、環境保全型農業直接支払事業です。同じく主査の北島友和です。主な担当業務は、認定農業者に関すること、畜産に関することです。最後に、課長の菊池輝昌です。よろしく願いいたします。

それでは、令和4年度の決算の概要につきまして説明いたします。歳出抜粋資料の1ページから2ページを御覧ください。6款農林水産業費、1項農業費、2目農業総務費は、主に職員の給料、職員手当等のほか、農政推進協議会、岩手県農業大学校後援会及び岩手県農業会議への負担金に関わる支出となっております。

3目農業振興費の1節報酬から8節旅費までは、産業間連携推進会議委員、地域おこし協力隊及び農業担い手支援員に関わる支出となっております。

3ページから4ページを御覧ください。10節需用費から13節使用料及び賃借料は、公用車両

に関わる経費をはじめとする事務経費のほか、産業間連携事業支援業務委託料215万6,000円が主な内訳となっております。

18節負担金、補助及び交付金は、農業関係団体に対する負担金及び補助金のほか、農業団体等が実施する事業補助金となっております。

主な事業の概要は次のとおりです。農業者等緊急支援事業補助金1,594万7,954円は、燃油・資材高騰等に対応するため、人・農地プランで規定した地域における担い手を対象として、令和4年度経営所得安定対策事業の交付金となっている農地の面積に1反歩当たり1,500円を乗じた金額に加え、水稲作付面積から飯米分として1反分を控除した面積に1反歩当たり1,500円を乗じた金額を交付したものです。なお、交付した者は179人となっております。

園芸作物次期作緊急対策事業費補助金436万640円は、物価高騰等に対応するため、花卉及び野菜等の栽培農家を対象として、令和4年度経営所得安定対策事業の交付金となっている農地の面積に、作物ごとに定めた1反歩当たりの単価を乗じた金額を交付したものです。具体的な単価は、リンドウについては1反歩当たり6,500円、ユリについては1反歩当たり4万4,000円、グラジオラスについては1反歩当たり1万4,000円、キュウリについては1反歩当たり3,800円、ミニトマトについては1反歩当たり1万100円、アスパラガスについては1反歩当たり3,700円、露地イチゴについては1反歩当たり5,100円、四季なりイチゴについては1反歩当たり2万7,000円となっております。なお、交付した者は85人となっております。

5ページから6ページを御覧ください。4目畜産業費は、長原牧場管理運營業務委託料299万5,300円、町有草地維持管理業務委託料76万7,800円のほか、畜産関係団体及び畜産事業に関する補助金、負担金が主な内訳となっております。

10節需用費の修繕料の内容及び内訳ですが、

湯田地区堆肥センター攪拌機修繕料234万8,060円、大型ダンプ修繕料26万8,952円となっております。

18節負担金、補助及び交付金における畜産飼料価格高騰緊急対策事業費補助金663万円は、畜産農家を対象として飼養頭数に畜種ごとに1頭当たりの単価を乗じた金額を交付したものです。具体的な単価としては、乳牛は1頭当たり2万円、繁殖牛及び肥育牛は1頭当たり1万円となっております。なお、交付した者は延べ31人、対象頭数は507頭となっております。

7ページから8ページを御覧ください。5目農地費は、農業用水路等に係る修繕費21万7,470円、川舟地区及び太田、下巾地区農地整備事業に係る高度土地利用調整事業業務委託料148万1,700円に加え、各種土地改良事業負担金及び日本型直接支払制度交付金が主な内訳となっております。

10節需用費の修繕料ですが、全額湯田地区横断管渠の修繕料となっております。

9ページから10ページを御覧ください。6目農業者施設費は、農業振興課が管理する農村景観活用交流施設生きがいセンター、農家高齢者創作館及び雪っこトンネルの管理に関する経費が主な内訳となっております。

3項水産業費、1目水産業振興費は、西和賀淡水漁業組合の運営に関する補助金となっておりますが、令和4年度の活動報告がなかったことから執行せず、全額が不用額となったものです。

11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、1目農林水産施設災害復旧費は、令和4年3月の融雪に伴う野々宿頭首工土砂撤去が内訳となっております。

10節需用費の修繕料ですが、全額野々宿地区頭首工土砂撤去修繕料となっております。

歳入について説明いたします。歳入抜粋資料の1ページから4ページを御覧ください。歳出の執行に伴う特定財源として14款分担金及び負

担金は、各事業の受益者分担金となっております。

17款県支出金は、各事業の県負担分となっております。

22款雑収入、4項雑入、1目雑入、長峰ミルキーセンター使用料相当額1,933万1,640円は、株式会社湯田牛乳公社より、令和3年3月末に竣工した新工場が本格稼働したことに伴い経営状況が改善したことを理由として、平成18年度以降支払い猶予となっていた全額を一括返済したいとの申出を受けたことから、令和5年3月にその処理を行ったものです。

以上で農業振興課、令和4年度決算の概要説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

委員長 農業振興課長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。初めに、歳入に関する質疑を一括で許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 次に、歳出に関し、ページごとに質疑を進めます。1ページから2ページ、質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 ないようですので、3ページから4ページ。

高橋宏君。

8番 交付されていないのでこちらには出ていないので、附属資料の100ページなのですが、農地集積協力金交付事業、地域集積協力金も経営転換協力金も、どちらも対象なしで決算額ゼロなのですから、この集積とか経営転換、進んだとは思いますが、ある程度進んでもこういうところがないということなのか、たまたま令和4年度になかったということなのか、このゼロになった要因について伺いたいと思います。

委員長 農業振興課長。

農業振興課長兼林業振興課長 お答えいたします。

先ほどの委員ご指摘の部分とも重なるのですけれども、新規の農地の集積については大分進んでしまって、新たに個別に出てくるものというものはなかなか少ないであろうというふうに思います。令和4年度については、たまたままず実績がゼロということなのですけれども、実は令和3年度、2,000万超の集積金、交付金があったということではあるのですけれども、これある地域で法人を組織して、その法人組織が地域の農地を一括して集約をするということでこの金額が出てきたということなのですけれども、その事例に倣ってということではないのですけれども、ほかの地域でも個別に認定農業者なり、小さな集落組織が農地を管理するというのではなくて、地域全体でまとめて農地を管理すると。そのために農地を集積しようといった協議、動きもありますので、今後この交付金の金額が出てくるものというふうに思われます。

以上でございます。

委員長 ほかにありませんか。

(なしの声)

委員長 それでは、次に進めます。5ページから6ページ。

唐仁原俊博君。

6番 6款1項3目、西わらび生産拡大事業費補助金です。附属資料のほうだと、今と同じ100ページなのですけれども、事業名として生産拡大事業というふうになっていますが、生産を拡大したら売り先も当然見つけなければいけないと。今回の補助、事業者と個人それぞれやっていますけれども、その生産と販売のバランスという意味では拡大がきっちりできたのか、お願いします。

委員長 農業振興課長。

農業振興課長兼林業振興課長 お答えします。

この生産拡大事業によって着実に生産面積が増えたということが挙げられます。生産する数量に関しても約二十四、五トンということで順調に増えてきたのですけれども、ご指摘のとおり、

そのうちの半分くらいはさばけているのですけれども、半分は塩蔵に回っているといった状況で、なかなか生産と販売のバランスが取れていないといった現状があります。令和4年度の決算からちょっとずれるのですけれども、令和5年度以降、この生産拡大ということだけではなくて、やはり販売という部分、こちらのほうに力を入れていかないといけないだろうというふうに考えております。販売のほうに関しては、株式会社西和賀産業公社のほうで手がけているわけなのですけれども、産業公社と協議をしながら、どのようにすれば販売が伸びていくかということを考えて、やはり生産と販売のバランス、これを考えながら事業を進めていきたいというふうに思っております。これが大きな課題になっているということでもあります。

以上でございます。

委員長 高橋宏君。

8番 私からは、長原牧野の管理というか、についてなのですけれども、この委託料が290万で、附属資料を見ますと、長原牧場の運営事業ということで、委託費295万に対して供給は40万ということで、これは供給が少なかったのか、希望はあったのだけれども、供給できなかったのか、希望が少なかったのか、供給できなかったのか、その辺についてお伺いいたします。

委員長 農業振興課長。

農業振興課長兼林業振興課長 お答えします。

町内の畜産農家の希望を聞いて供給をしたということで、100個のロール、ちょっと単価は安いかもしれませんが、4,000円ということで、掛け算すると40万円ということとなります。令和3年度からご案内のとおり、長原牧場の放牧事業の取りやめをして、その代わりに希望する畜産農家に対して乾草ロールを供給すると。当然一般的な価格で供給となると、非常に高くなるわけなのですけれども、やはり町内の畜産農家の経営支援という観点から、この金額で供給をするということで話し合いを整えて、

事業を行ったものということでございます。

以上でございます。

委員長 高橋宏君。

8番 この事業目的、事業概要には、今おっしゃられた部分もありますけれども、高齢小規模農家へ乾草供給するのだということになっているのですけれども、一般質問でも言いましたけれども、和牛繁殖農家4戸が経営停止になる見込みといたしますか、なりそうな状況です。高齢小規模農家が減りつつある状況で、ここの管理は当然かかっていくのでしょうかけれども、乾草の供給について高齢小規模農家だけということで続けていくのか、町外に良質な乾草ということで引き続きこの事業を進めていくのかというような検討はされているのでしょうか。

委員長 農業振興課長。

農業振興課長兼林業振興課長 お答えします。

近年飼料ですとか、肥料ですとか、価格高騰ということで、当然畜産農家も大分経営が苦しくなっているということでございます。町内だけとなると、やはり収入が当然目減りをしまして、供給が伸びないというので目減りをするということがあるわけなのですけれども、広く町外の方からも乾草ロールが欲しいといった声が多数寄せられております。そういった部分に関しても供給ができるのかどうか、これも一つは検討していかなければいけないというふうに思っております。町内の町有の草地、この有効活用という観点から、そのようなことも併せて実施可能かどうかということも考えてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

委員長 北村嗣雄君。

1番 私のほうから、今同僚委員がちょっと質問した内容の中に加えてですけれども、この長原牧場の草地の採取地積はどのぐらいになっているのか。そして、実際採取している面積。確認できるかな。

委員長 農業振興課長。

農業振興課長兼林業振興課長 全体としては32町歩あるのですけれども、ちょっと条件の悪いところを外して約24町歩の採草を行っているということでございます。

以上でございます。

委員長 北村嗣雄君。

1番 先ほど、資料にも上がっているのですが、販売額が1個4,000円で、40万ということは100個になりますよね。そうしますと、今まだ在庫を抱えているわけですか、採取に当たっては。

委員長 農業振興課長。

農業振興課長兼林業振興課長 在庫はないということでございます。

以上でございます。

委員長 北村嗣雄君。

1番 この長原牧場の管理運営委託、これ300万近くなのですけれども、採取地積が24町歩、これで100しか取れていない。私も畜産農家ですから、農家の立場になれば、いわゆる草地は必要だと思うし、今後も続けていってほしいのですが、ただ300万近くも経費をかけていて40万の販売というのは、場所によってはそういうところもあるかもしれません。ただ、総面積24町歩を抱えていて40個という生産というのは、どうも実際に我々にとってみてもなかなか適正な採取ではないと思えるわけなのですけれども、その辺は。

委員長 農業振興課長。

農業振興課長兼林業振興課長 お答えします。

昨年度は天候不良ですとかのために、なかなか思うように収量が上げられなかったということが原因でございます。それで、ご指摘のあった点ということでございますけれども、確かに300万円をかけて40万の収入という部分で、やはり経費と、いわゆるこの負担ですか、そういった部分ではどうかと感じられる部分があるかと思えます。それで、町内の畜産農家の経営支援ということで実施はしているわけなのですけれども、当然その管理の部分をしっかりして、

その上で収量を増やし、町外で希望される農家のほうにも供給をすると、そういったことも検討しながら、いわゆる経費と、それから入ってくる部分、このバランスというものを整えていきたいと。それによって長原牧場のこの管理事業を継続していきたいというふうな考え方で今進めているということでございます。

以上でございます。

委員長 北村嗣雄君。

1番 農家支援というか、畜産農家の支援というようなことはよく理解できるのです。ただ、この件ばかりではなく、やはり業務委託先の経営内容についても経営改善をいろいろ申し上げているのですけれども、ただいわゆるこの1件にとれば、長原牧場のこれからの、当然続けていくのしょうけれども、この方式でこのままでは、なかなかちょっと継続していくのにかなり厳しいのではないかというのが実際のところ。幾ら委託があっても、実際個人農家であればこんな数字で販売は、生産収入ではないと思うし、それから経費でも、ある一定の作業機とかそろえればやはり経費だって、業務委託ですから、理解はしますけれども、でもこの300万の経費を利用すれば、やっぱり適切に採取すれば何百ですよ、取れるのは。私も畜産農家ですから、採取して在庫があるのであればどんどん欲しいです。欲しいけれども、小規模農家にとっているから、あれしているけれども。ぜひその辺を改善することをまず期待したいなと思います。今年度は天気もいいですから、もしかすると、この3倍も収入上がっていると勝手に期待しますので、今後の改善についてちょっとお願いします。

委員長 農業振興課長。

農業振興課長兼林業振興課長 委員ご指摘のことを踏まえて管理の適正化、いわゆる最少のコストで最大の成果を上げるという部分、この部分に関してはしっかり指導していきたいというふうに思いますし、併せてですけれども、小規模

農家ということに加えて、やはり希望される農家さんがいます。町内、町外問わずということでもありますけれども、そういった方々への販売ができないかといったことも併せて検討して、その収支のバランスをしっかりと取るように頑張ってきたというふうに思います。

以上でございます。

委員長 北村嗣雄君。

1番 いずれ在庫を抱えるようであれば、私も自ら販売には挑戦してあれしますので、ぜひ改善策を期待します。

以上です。

委員長 ほかにありませんか。

(なしの声)

委員長 では、次に進めさせていただきます。7ページから8ページ、質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 ないようですので、9ページから10ページ、質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りをいたします。

これで農業振興課が所管する一般会計の審査をひとまず終わりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

ここで農業振興課への質疑をひとまず終了し、次の林業振興課への審査に移るため、1時45分まで休憩いたします。

午後 1時33分 休 憩

午後 1時45分 再 開

委員長 休憩を解き会議を進めますが、ここで暫時休憩をさせていただきます。

午後 1時45分 休 憩

午後 1時50分 再 開

委員長 休憩を解き会議を進めます。

続いて、林業振興課の審査を行います。林業振興課が所管するのは2款総務費、6款農林水

産業費、11款災害復旧費であります。

林業振興課長より決算の説明を求めます。

林業振興課長。

農業振興課長兼林業振興課長 お疲れさまでございます。林業振興課です。説明に入る前に本日の出席者を紹介します。副主幹の佐藤幸弘です。主な担当業務は、森林整備計画の策定、見直し、町有林の管理です。主任の高鷹栄登です。主な担当業務は、林道維持管理や治山に関する事、木材利用、鳥獣保護、狩猟に関する事です。地域林政アドバイザーの金子光雅です。主な担当業務は、森林団体の指導、伐採、造林の指導に関する事です。最後に、課長の菊池輝昌です。よろしくお願いいたします。

それでは、令和4年度の決算の概要につきまして説明いたします。歳出抜粋資料の1ページから2ページを御覧ください。

6款農林水産業費、2項林業費、1目林業総務費は、主に職員の給料、職員手当等のほか、有害鳥獣対策、車両の管理費、各種団体等の負担金等に関わる支出となっております。

3ページから4ページを御覧ください。2目林業振興費は、林道維持管理費のほか、林地台帳更新業務144万1,000円、森林経営管理制度に基づいて旧沢内地区の私有林所有者を対象として実施した森林所有者意向調査支援事業委託料390万5,000円、森林カルテ作成事業200万円などが主な内訳となっております。

5ページから6ページを御覧ください。3目造林事業費は、森林病虫害防除業務委託101万7,830円、間木野地区の下刈り0.94ヘクタール、大野地区の測量5.62ヘクタールなどにより、町有林整備事業が73万8,980円となっております。

次に、4目林業者施設費は、主に志賀来地区生活環境保全林等の管理委託費となっております。

11款災害復旧費の執行はありませんでした。

続きまして、歳入について説明いたします。歳入抜粋資料の1ページから2ページを御覧く

ださい。歳出の執行に伴う特定財源として、17款県支出金は森林病虫害防除事業費76万3,373円、森林整備事業費8万4,269円となっております。

18款財産収入、立木売払収入553万1,090円ですが、町有林の伐採に伴う収入並びに本内山国有林及び長橋国有林における分収造林の伐採に伴う収入となっております。

22款諸収入、3項貸付金元利収入、4目農林水産業費貸付金元利収入の100万円は、森林組合への貸付金が返済されたものです。

以上で林業振興課、令和4年度決算の概要説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

委員長 林業振興課長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。歳入歳出とも一括で質疑を許します。質疑ありませんか。

唐仁原俊博君。

6番 鳥獣被害対策事業、附属資料だと110ページの上段です。狩猟免許取得補助金が今回ゼロ円になっていて、とはいえ免許保持者の高齢化が進んだり、人が少なくなってきたりしていると思うのですけれども、なので町としては増やしたいところだと思うのですが、ゼロ円になっていて、対策等はあるところを。

委員長 林業振興課長。

農業振興課長兼林業振興課長 お答えします。

鳥獣被害、今年度も非常に被害件数が多いということございまして、大変苦慮しているということございまして、基本的に追い払いということがまずベースとなるわけなのですが、当然これ人身被害等に関わるものに関しては駆除ということで、ハンターの方の力を借りなければいけないというふうな状況です。

先ほど委員からもお話があったとおりですが、年々猟友会の方も高齢化をしていっているということで、新たにハンターとなる方が少ないということで、全体の数として少しずつ減っているというのが現状です。猟友会の方にもお声がけをさせていただいているのですけれ

ども、知り合いの方でハンターになりたいと思う方がいれば、担当のほう、林業振興課のほうにご一報いただきたいということをお願いしていますし、それからあとは広報、ホームページ、こちらのほうでもお知らせをしていかなければいけないというふうに思っております。即効性のある対策というものはないかもしれませんが、そのような形で地道に発掘ということをやっていかなければいけないというふうに思っておりますし、今年度もその方針で取り組んでいるということでございます。

以上でございます。

委員長 唐仁原俊博君。

6番 分かりました。ありがとうございます。

次、違う質問になります。付属資料だと111ページですが、民有林整備促進事業のところ、いろいろと事業を行っている中で、整備促進なので、今は環境整備が主になると思うのですが、そこから先、事業者の参入につながるような事業ができていくかというのは、評価はいかがでしょう。事業者の参入もですし、既存の森林の利活用が促進するようなことにつながっているかという評価を。

委員長 林業振興課長。

農業振興課長兼林業振興課長 お答えします。

町内の林業事業体、これを育成することにはつながっているというふうに思っております。

以上でございます。

委員長 唐仁原俊博君。

6番 町内の事業体の育成につながっているということですが、ということは今後の木資材の生産拡大などに寄与できそうということでしょうか。

委員長 林業振興課長。

農業振興課長兼林業振興課長 お答えします。

町内の林業事業体、森林組合と国生協と2つあるわけなのですが、その支援をしながら、徐々に生産量を増やしていくということをまず考えているということでございます。外部

から事業体を持ってくるというのは、なかなか難しく、まずは町内にある事業体、この経営を支えながら生産量を増やすというふうな考え方で進めていきたいと思っております。

以上でございます。

委員長 真嶋実君。

2番 同じく民有林整備促進事業についてですが、この事業の中で委託事業がかなり幾つかあって、大きな金額になっていると思います。その中でも森林カルテ作成については、令和4年で終了ということですが、この一連の台帳更新や森林カルテ、そして今年一番大きかったのは所有者の意向調査ということですが、こういう一連の調査等々を進めた上で大きな森林の、民有林の利用計画などという大きな目標、成果品というものは想定してこの事業を進めているのでしょうか。

委員長 林業振興課長。

農業振興課長兼林業振興課長 お答えします。

国のほうで森林経営管理制度というものをつくって、そして全国の市町村に対して私有林のまず適切な管理ですか、それを進めるようにということで今進めているわけなのですが、森林カルテの作成事業も意向調査の部分も、これらを含めて管理がうまくいっていない私有林、これの整備をどのようにするかという計画、これをつくろうとして今動いているということでございまして、全て連動しているわけなのですが、相続ですとか所有がうまくいってなくて、その管理がなかなか思うようにいっていない。それが鳥獣被害ですとか災害ということに、これ全国的になっているわけなのですが、それぞれの適切な管理ということの計画策定に向けて、これらの委託事業を活用しながら成果をまとめていきたいということで進めているという内容でございます。

以上でございます。

委員長 高橋宏君。

8番 私からも、先ほど質問あったのですけれ

ども、有害鳥獣被害対策ということで課長からも説明がありました。昨年度、また今年度も非常にいろいろところで被害が出ているのですけれども、追い払いが基本という課長からの説明がありました。農家は、被害が出ると、すぐ捕獲なり何かしてほしいという希望が出ると思うのですけれども、この追い払いが基本という考え方の下で農家が何をすべきか、どういうことをして追い払わなければいけないかというようなことを農家にどのような形で周知徹底されたのかについてお伺いいたします。

委員長 林業振興課長。

農業振興課長兼林業振興課長 答えいたします。

毎年なのですけれども、町の広報紙のほうで、春先の4月、5月にまずお知らせをしております。電話での問合せ、それから窓口に来庁していただいて相談を受けたという部分、これは毎年数十件、結構たくさんあります。電気柵の設置ですとか、そういったこともお知らせをしておりますけれども、改めてということなのですけれども、ちょっと基本的な考え方ということでお話をさせていただきたいと思えます。

追い払いが基本ということについては、岩手県のほうから実は文書が来ております。農作物の被害があると、捕っていただきたいという声はすぐ寄せられるのですけれども、まずは捕獲等に着手する前ということで追い払いをしていただきたいと。具体的には、爆音機の設置、電気柵の設置等々があります。そういった物理的な手段ということで追い払うということがございますし、逆にということなのですけれども、家の周りに残飯を置かないですとか、そういったことも間接的には追い払い、近づけないということにつながるのですけれども、そういったことをまずしてくださいというふうに言われております。

それから、最終的に捕獲しなければいけないよといった場合ですけれども、この捕獲等の方

法としての農地と、それから農地の周辺のわなの設置ということでは言われてはいますが、電気柵等の防除設備が設置されていると、こういったことで追い払い等の対策を施して、なおかつ近づいてくる被害がある、この場合に関して認められますよということが言われておまして、それに基づいた対策をしているというふうな状況でございます。

改めてということなのですけれども、ちょっとこの場をお借りして、告知端末、町民の方にも聞いていただいておりますので、注意していただきたいことを改めて申し上げたいと思えますけれども、まず食べ残し等の残飯、これは決して放置をしない、屋外に放置をしないようお願いをしたいということが1つです。

それから、2つ目として、里と山との間の下草、あるいは木、雑木、そういったものの刈り払いを行って、見通しをよくしていただきたいということが基本となります。

それから、3つ目として、熊の行動が活発である早朝、夕方、この部分の作業、これは気をつけていただきたいと。過去には、散歩をして襲われたというケースがあります。早朝に散歩をしている、夕方に散歩をしている、襲われたというケースがありましたので、こういったことを改めて留意いただきたいと思えます。

それから、4つ目なのですけれども、農作業あるいは散歩等をするとき、静かにではなくてラジオ、鈴などを鳴らして人がいることをアピールしていただきたいと思えます。静かにそおつとというと、熊はびっくりして襲ってきますので、ここにいますよということをお知らせいただきたいと思えます。

それから、5番目として、熊の侵入を防ぐために小屋などの鍵かけを行っていただきたいと思えます。シャッターを開ける、窓を開ける。最近熊は大分賢くて、隙があると、これを開けて、中に入って食べ物をあさるといったことをやっております。そういったこと等を気をつけ

ていただきたいということをお知らせしたいと思えます。

そういったもろもろのことを含めて対策をしていくというふうな考え方で進めているということでございます。

以上でございます。

委員長 高橋宏君。

8番 春にそういうのを配布したということで、私もちょっと認識が薄くてあれなのですけれども、どうしても住民も、こういうような被害が大きくなってきたときにそういう意識が大きいのと思うので、春にも大事、基本的なことは大事ですし、毎年今頃収穫期になると、こういう被害が大きくなってきますので、もう一度周知徹底ということを検討しているのかということと、あと今は基本追い払いの考え方だということだったのですけれども、もう追い払い切れないほどの頭数が今年などはいるという、こういう状況を関係機関のほうに働きかけるというような、そのようなことは検討、実行されているのかについてお伺いします。

委員長 林業振興課長。

農業振興課長兼林業振興課長 お答えします。

基本的な事項は、4月、5月にまずお知らせをしたということではございますけれども、それで十分だというふうに我々も考えていないということでございます。やっぱり機会を見つけてチラシをまいたり告知を流したり、あるいはいろいろな会合のある場所で注意喚起をすると、そういったことを小まめにやっていって効果がやっとなってくるものなのかなと思いますので、そこは改めて徹底をさせていただきたいというふうに思います。

それから、岩手県のほうでも、県内全域熊が非常に多くなっていると、鳥獣被害が多くなってきて、捕獲の頭数が引上げになったといったニュースが流れておりました。その部分、我々も認識をして、これ際限なく捕獲すればいいということではないのですけれども、やはり必要

な部分に関しては捕獲頭数の上限引上げ、こういったものも要望していかなければいけないと思えますし、またハンターの話がありましたけれども、そういった確保、育成もやっていかなければいけないと。さらになのですけれども、隣の雫石さんのほうでは、電気柵が効果を上げていますので、さらにその部分の成果、取り入れて農作物の被害を防ぐといったことも力を入れていかなければいけないというふうに思います。そういったことを全て取り組んで、何とかこの鳥獣被害の低減に向けて頑張っていきたいというふうに思います。

以上でございます。

委員長 中村ひとみ君。

4番 先ほど課長さんが熊を誘引させないためにということ、いろいろとおっしゃいましたけれども、そこに追加で私からちょっと付け加えさせていただきたいのですけれども、よく川を歩いたりするのですけれども、そうするとスイカだったりトマトだったり、お野菜とか、お花もそうなのですけれども、いわゆるお盆だと、そういったときにお供えしたものを川に投げるという風習がまだ残っているようでして、投げるというか捨てるですね。ですので、そういうことも、今放送を聞かれている町民の方にも、できればちょっとおやめいただきたいなというふうに思っています。

委員長 林業振興課長。

農業振興課長兼林業振興課長 ありがとうございます。ちょっと令和4年の決算と少し離れる部分があるのですけれども、実は今栗の実がなり始める季節となっております、まだしっかりした実になっていないのですけれども、そこに熊が来ています。ちょっとでも食べられるものがあるとすぐ寄ってくるということで、相当これ山に餌がないのだなというふうに思われます。捨てた花ですとか供え物も、当然これ食べられると思えば来ますので、今までは風習としてあったかもしれませんが、やはり今の鳥獣

被害の状況を考えて、そういったことも控えていただければということで、私からもこの告知端末を使って呼びかけをしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

以上でございます。

委員長 ほかにありませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りをいたします。

これで林業振興課が所管する一般会計の審査をひとまず終わりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

ここで林業振興課への審査をひとまず終了し、次のさわうち病院の審査に移るため、2時25分まで休憩いたします。

午後 2時14分 休 憩

午後 2時25分 再 開

委員長 休憩を解き会議を進めます。

続いて、認定第8号 令和4年度町立西和賀さわうち病院事業会計決算の認定についての審査を進めます。

病院事務長より決算の説明を求めます。

病院事務長。

病院事務長 ご苦労さまです。それでは、決算状況を説明したいと思います。説明申し上げる前に、当委員会に出席させていただきます職員を紹介させていただきます。主任の赤石広光です。主な業務は、病院会計全般を受け持ってもらっております。私は、事務長の東清彦です。どうぞよろしくお願ひします。

それでは、令和4年度町立西和賀さわうち病院事業会計の決算に関わる説明をさせていただきます。今定例会では、冒頭の決算認定議案の上程の際に、その概要をご説明しておりましたので、説明は概況的な事柄についてのみとし、限られた時間でございますので、できるだけ質疑応答の時間を確保して、委員各位のご理解に

努めたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

まず、令和4年度の患者動向であります。議案上程の際にも申し上げたとおり、入院の延べ患者数は8,666人で、前年度対比8.7%減となり、病床稼働率も59.4%にとどまり、目標としていた70%には届きませんでした。また、外来患者数につきましても、医科外来は2万514人で、前年度対比6.5%の減となりましたが、歯科については6,807人と前年度を2%上回る結果となりました。

次に、収支でございますが、収益的収支における医業収益ですけれども、入院収益については新型コロナウイルス感染者の受入れや院内クラスター発生の影響などにより、前年度対比で6%の減収となりました。外来収益は、医科については患者数は減少したものの、新型コロナウイルス感染症の検査や診療等により、また歯科については患者数の増加により、いずれも前年度を上回り、併せて前年度対比で3.9%、金額にして967万円余り上回りました。医業収益全体では、入院収益の減などにより、1,424万円余りの減となりました。

別冊の附属資料、業務報告書2ページと3ページをお開きいただきたいと思います。そのページ一番下の部分になりますが、患者1人1日当たりの診療収入の推移という表を御覧いただきたいと思ひます。これについては、いわゆる診療単価がどうなっているかという表になっておりますけれども、令和4年度については入院が前年度に比べて962円の増、医科外来は698円の増となっております。歯科外来も1,090円増と大きく伸びており、8,000円台の診療単価となっております。

決算書の20ページをお開きいただきたいと思います。上段の表が収入に関するものになります。1、医業収益は、先ほどご説明いたしましたとおり、前年度対比で1,424万円余りの減となったほか、その他医業収益も新型コロナウイ

ルス感染症ワクチン接種委託の減などにより501万円余り減となり、医業収益合計で6億2,663万3,609円、2の医業外収益は他会計補助金と県補助金の増などにより、前年度対比で2,710万円余り増の3億2,507万9,819円となり、事業収益合計で9億5,171万3,428円の決算額となりました。下段、事業費用でございますが、1、医業費用の(1)、給与費ですけれども、医科医師1名、会計年度任用職員として歯科医師1名、看護師4名を新たに雇用したことなどにより、前年度対比1,081万円余り増となっております。(2)、材料費につきましては、新型コロナウイルス感染症に関わる検査試薬やワクチン接種に関わる使用材料の購入等により1,154万円余り増、(3)の経費につきましては光熱水費のうち電気料の増などにより、前年度対比531万円余り増となっております。このほか(4)、減価償却費2,148万円余りの減などとなり、医業費用は前年度対比623万円余り増となる9億5,450万1,018円となりました。これに医業外費用2,376万6,804円を加えた9億7,826万7,822円が事業費用合計の決算額であります。

この結果、もう一度別冊の附属資料、業務報告書8ページ9ページを御覧いただきたいと思っております。当該年度の純損失、いわゆる赤字額になりますけれども、2,655万4,000円となりました。このような結果となりましたが、前年度に比べまして僻地医療の確保に要する経費等に対する一般会計からの繰入金が2,000万円増額となったものの、新型コロナウイルス関連の県補助金の増などにより、当初予算時点で見込んでいた損失額より4,000万円余り圧縮することができました。

地域医療を担う公立病院としまして、24時間365日の医療体制を維持していくには、本町のような過疎地域ではどうしても採算性が確保できないことや、病院建設における減価償却費を計上していることなどを踏まえ、単年度

収支の均衡を図ることがいかに難しいかは議会の皆様にもご理解いただいているかと思っておりますが、そのことに決して甘えることなく、適正な収益の確保と徹底した費用の削減に努め、収支バランスの改善を目指していく所存を申し上げ、概況説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

委員長 病院事務長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。事業会計は、歳入歳出とも一括で質疑を許します。質疑ありませんか。

高橋宏君。

8番 昨年度、クラスター発生などでいろいろと大変な時期があったようなのですが、昨年、医師住宅が整備になっております。その医師住宅の稼働状況と、それによつての病院経営と申しますか、病院診療に与えた影響などについて伺います。

委員長 病院事務長。

病院事務長 お答えいたします。

昨年度、医師住宅1棟2戸を整備させていただきました。現在の稼働状況ですけれども、4月から早速盛岡市立病院の研修医の先生を皮切りに、現在2年次研修医の先生方が研修に訪れております。その際に利用をいただいておりますし、あと医大生等でも、町内のお宿に宿泊されるのが基本なのですが、そこが取れない場合であるとか、そういうときには利用をいただいております。効果の部分ですけれども、その住宅がなければ研修医の先生、太田のほうの住宅に住んでもらうことになるのですが、研修に来ている期間、何か症例等あれば呼出しとか、来て勉強していただく場面もありますので、やはりなるべく近い場所での滞在が望ましいということで、その部分について大変いい利用をさせていただいているということで、好評をいただいているところでございます。

委員長 高橋宏君。

8番 具体的にどのぐらいの稼働率というのは

あれですけれども、ほとんど空きなく使われているというふうに理解しているのでしょうか。

委員長 病院事務長。

病院事務長 2戸ですので、先生方、4週間で1人ずつ見られますので、その間、間が空かない場面もあります。その際、清掃等の時間や布団等のクリーニングの時間等間に合いませんので、2戸あるうち交互に利用させていただいて、利用させていただいている間にこちらの準備をして、次の部分に備えるというような体制を取っております。場合によっては、先ほど言ったように、別の研修生等が入ってきた場合に同時に使用しているという場面もございます。

委員長 高橋宏君。

8番 せっかく整備した住宅ですので、どんどん活用していただきたいですし、住民にもいい影響が出てもらいたいと思います。

あと、総括というか、病院事務長から話もあったのですが、院内クラスター発生によって入院患者が減になったと。ということは、住民の、以前から行われております包括ケア病床とかレスパイト入院がどの程度あるのかちょっと分からないのですけれども、そういう方々を断るような場面もあったということなのでしょうか。

委員長 病院事務長。

病院事務長 コロナ感染された方を受け入れますと、病床40床のうちの準備室等含めて13床が使用できないという状況になります。残りの27床で回していくことになるのですが、私の記憶では入院を断るとか、そういうことはございましたが、ただコロナが感染拡大した際には夜間外来、救急等も制限をさせていただいて、苦情等もいただきましたけれども、スタッフの確保というか、看護婦、コロナの部屋に入ってしまうとなかなか出てこられないというのもあって、人員を増やしての対応をしたところなのですけれども、なかなかそこが追いつかないというところもあって、町民の皆さんのご期待に

はちょっと沿えなかったところもありましたが、一応入院等をされる場合は受入れはしてきたつもりでございます。症状によっては、町外の病院にご紹介するといった場面もございましたけれども、極力受入れをしたというような状況でございます。

委員長 ほかにありませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りをいたします。

これで認定第8号 令和4年度町立西和賀さわうち病院事業会計決算の認定についての審査をひとまず終わりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

ここでさわうち病院の審査をひとまず終了し、本日の日程を終了します。

明日は午前9時30分から学務課の審査を行います。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。

午後 2時39分 散 会